

株式会社 P O P E R

定 款

令和 4 年 11 月 2 日 最終改定

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社 P O P E R と称し、英文では、POPER Co., Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) インターネット等のネットワークを利用したウェブアプリケーション、情報システム及び商品売買システムの設計、開発、販売、輸出入、運用及び保守
- (2) マーケティング、経営一般に関するコンサルティング及び業務の委託・受託
- (3) 教育機関の経営及び教育機関に関する教材・備品等の企画、製作、販売
- (4) 教育機関向けの決済代行、融資等に関する実行、コンサルティング、仲介、斡旋
- (5) 教育機関の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋
- (6) 人材紹介及び人材の募集に関する情報提供
- (7) 広告及び広告代理業務
- (8) 各種データ販売
- (9) 前各号に附帯関連する一切の事業

### (本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、13,500,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招集時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 1 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(株主総会の決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会資料の電子提供措置)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### (取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### (監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

### (監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月末日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。